

議員提出議案第2号

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月10日

提出者	杉並区議会議員	脇 坂 たつや
同		中 村 康 弘
同		プランシャー明日香
同		奥 山 たえこ
同		松 本 浩 一
同		田 中 朝 子
同		山 本 ひろ子
同		わたなべ 友 貴
同		矢 口 やすゆき
同		山 田 耕 平
同		富 田 た く
同		ひわき 岳

杉並区議会議長 木 梨 もりよし 様

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会会議規則（昭和31年9月25日議決）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「及び動議」を削り、「は、議会の承認」を「及び議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第15条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第95条中「より、」を「よる」に、「について」を「又は議員が法第92条の2の規定に該当するかどうかの」に改める。

第103条中「、被選挙権の有無」を「議員の被選挙権の有無又は議員が法第92条の2の規定に該当するかどうか」に、「議長は」を「議長は、」に改める。

別表第2情報公開推進委員会の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条、第95条及び第103条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

情報公開推進委員会を廃止する等の必要がある。

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表（抄）

新規則	旧規則
(事件及び動議の撤回等)	(事件及び動議の撤回等)
第15条 議題となつた事件_____を 撤回し、又は訂正しようとするとき 及び議題となつた動議を撤回しようと するときは、議会の許可を得なければ ならない。 <u>ただし、議題となる前にお</u> <u>いては、議長の許可を得なければなら</u> <u>ない。</u>	第15条 議題となつた事件及び動議を 撤回し、又は訂正しようとするとき は、議会の承認 _____を得なければ ならない。
2 前項の <u>許可</u> を求めようとするとき は、提出者から請求しなければならな い。	2 前項の <u>承認</u> を求めようとするとき は、提出者から請求しなければならな い。
(資格決定要求書の提出)	(資格決定要求書の提出)
第95条 法第127条第1項の規定に よる議員の被選挙権の有無又は議員 が法第92条の2の規定に該当するか どうかの議会の決定を求めようとする 議員（以下「要求議員」という。） は、要求の理由を記載した要求書（正 副2通）に署名捺印して、証拠書類と ともに議長に提出しなければならな い。	第95条 法第127条第1項の規定に より、議員の被選挙権の有無について _____議会の決定を求めようとする 議員（以下「要求議員」という。） は、要求の理由を記載した要求書（正 副2通）に署名捺印して、証拠書類と ともに議長に提出しなければならな い。
(決定書の送付)	(決定書の送付)
第103条 議会において <u>議員の被選挙</u> <u>権の有無</u> 又は <u>議員が法第92条の2の</u> <u>規定に該当するかどうか</u> を決定したと	第103条 議会において、 <u>被選挙権の</u> <u>有無</u> _____を決定したと

きは、議長は、決定書の謄本を要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。

きは、議長は、決定書の謄本を要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。